

# 情報倶楽部

2024年12月

No. 283

編集発行人 税理士 細見 秀樹  
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400  
お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 所得税

### ★ 役員に社宅を貸与する場合の賃料

Q. 役員に社宅を貸与しようと思いますが、賃料はいくらにしたらいいですか？

A. 役員に対して社宅を貸与する場合は、貸与する社宅の床面積に応じて、次の賃料を受け取れば、給与として課税されることはありません。ただし、社宅がいわゆる豪華社宅である場合は、通常支払うべき使用料に相当する額が賃貸料相当額になります。

#### 1. 小規模な住宅の場合

次の①から③までの合計額

- ①その年度の建物の固定資産税の課税標準額×0.2%
- ②12円×その建物の総床面積(m<sup>2</sup>) / (3.3m<sup>2</sup>)
- ③その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×0.22%

※小規模な住宅とは、次の住宅をいいます。

法定耐用年数が30年以下→床面積が132m<sup>2</sup>以下、

法定耐用年数が30年超→床面積が99m<sup>2</sup>以下

#### 2. 小規模な住宅でない場合

##### ①自社所有の社宅の場合

次のイとロの合計額の12分の1

イ. その年度の建物の固定資産税の課税標準額×12% (※10%)

※法定耐用年数が30年を超える建物の場合

ロその年度の敷地の固定資産税の課税標準額×6%

##### ②他から借り受けた住宅等を貸与する場合

会社が家主に支払う家賃の50%の金額と、2①で算出した賃貸料相当額とのいずれか多い金額

[No.2600 役員に社宅などを貸したとき | 国税庁](#)

### ★ 子育て世帯等に対する住宅ローン控除

Q. 子育て世帯等に対する住宅ローン控除が拡充されたそうですが、どのようなのですか？

- A. 令和6年の税制改正で、子育て支援に関する税制として、住宅ローン控除及び既存住宅のリフォームに係る特例措置が拡充されました。

具体的には、子育て特例対象個人が、認定住宅等の新築もしくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等を取得して、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額を次のとおりとして住宅ローン控除の適用ができることとなりました。

住宅の区分	限度額
認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

特例対象個人とは、次のいずれかに該当する納税者です。

- ① 19歳未満の扶養親族を有する者
- ② 40歳未満であって配偶者を有する者
- ③ 40歳以上であって40歳未満の配偶者を有する者

※19歳未満の扶養親族が1人の夫婦がペアローンを組む場合は、それぞれが特例個人に該当します。

[No.1228 子育て対応改修工事をした場合（住宅特定改修特別税額控除） | 国税庁](#)

## 源泉所得税

### ★ 令和6年の年末調整(年調減税)

- Q. 今年の年調では年調減税の手続きをしなければならないですが、どのようになりますか？

- A. 令和6年分所得税では、定額による所得税の特別控除(定額減税)が実施されています。年末調整の際には、年末調整時点の定額減税の額(年調減税額)を算出し、年間の所得税額の計算を行います。

- ① 年末調整の際に定額減税の対象となる人

年末調整の対象となる人が、原則として、年調所得税額から年調減税額を控除する年調減税の対象者となります。

- ② 年調年税額の計算

年調減税額は、「本人30,000円」と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円」との合計額となります。

年調減税額の計算に当たっては、「扶養控除等(異動)申告書」や「配偶者控除等申告書」などから、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族の人数を確認することになります。

- ③ 年調減税額の控除

年調減税額の控除は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除後の所得税額(年調所得税額)から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。

また、年調減税額を控除した金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。

## ★ 青色事業専従者と定額減税

Q. 私は青色の個人事業者です。妻を事業専従者にしてはいますが、定額減税は受けられないのでしょうか？

A. 定額減税の対象になるのは、居住者である本人とその同一生計配偶者及び扶養親族とされており、同一生計配偶者とは、控除対象者と生計を一にする配偶者のうち合計所得金額が48万円以下の人で、青色事業専従者は除くとされています。

したがって、奥様を同一生計配偶者等として定額減税の適用を受けることはできず、青色事業専従者について定額減税前の所得税額がある場合は、奥様が自分で定額減税の適用を受けることとなります。

なお、この取扱いは、合計所得金額が48万円を超えるため、同一生計配偶者等に含まれない配偶者や親族についても、定額減税前の所得税額がある場合には、同様に、配偶者や親族が自分で定額減税の適用を受けることとなります。

ちなみに、青色事業専従者や合計所得金額が48万円を超えるため、同一生計配偶者等に含まれない者で、控除しきれない定額減税の金額がある場合や、定額減税前の所得税額がない場合については、調整給付金(定額減税しきれないと見込まれる者への給付金)の支給対象となり、その定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した調整給付金が支給されます。

## ★ 年末調整関係書類の変更

Q. 年末調整関係の書類が変更されるとか。どのような点が変わるのでしょうか？

A. 年末調整関係書類の主な変更点は、次のとおりです。

① 令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書

次の記載欄から「あなたの続柄」欄を削除

- ・「生命保険料控除」欄の「保険金等の受取人」欄
- ・「地震保険料控除」欄のうちの「保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者の氏名」欄
- ・「社会保険料控除」欄の「保険料を負担することになっている人」欄

② 令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

簡易な給与所得者の扶養控除等申告書としても利用できるようにレイアウト修正

③ 令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書

「給与所得者の基礎控除申告書」及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に定額減税に係る記載欄を追加

④ 令和7年分 給与所得者の源泉徴収簿

裏面に令和6年分の年末調整に使用できる計算欄を追加し、レイアウト修正